

第三管区海上保安本部公示第9号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年3月1日

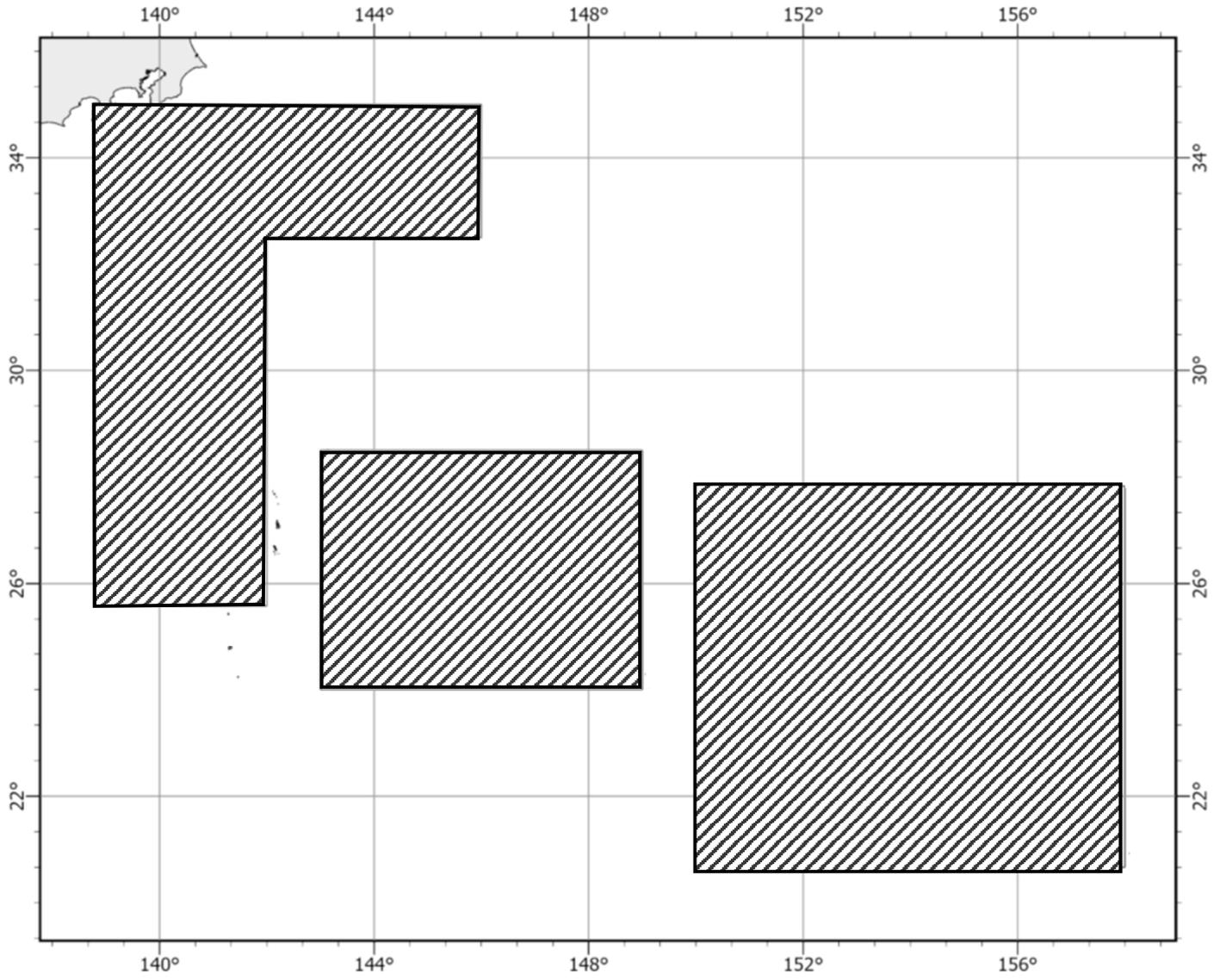
第三管区海上保安本部長

羽山 登志哉（公印省略）

房総半島沖、伊豆小笠原諸島海域、小笠原海台、南鳥島周辺海域の水路測量

- 1 測量計画者 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
- 2 測量実施者 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
- 3 測量期間 令和6年4月1日から令和6年8月30日
- 4 測量区域 別添測量区域図のとおり
- 5 実施方法 位置はGNSSを使用、音響測深機による測深を行う。
- 6 その他 イ 水路測量を行っている船舶は、水路業務法第17条に基づき水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
ロ 三管区水路通報により周知する。

測量区域図



測量区域・・・ 